

入札契約適正化法に基づく 実施状況調査の結果について

国土交通省土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

企画係長 堀江 賢太
ほりえ けんた

1

はじめに

公共工事は国民の理解と信頼のもとに進めることが重要であり、国民の疑惑を招くことがないよう適正に実施することが強く要請されているところである。そのため、公共工事の入札および契約については、競争性、透明性、公正性を確保しつつ、価格と品質が総合的に優れた調達の実現を図らなければならない。

入札契約制度の改善・適正化を促進するために、国土交通省では、平成14年度から、総務省および財務省と共同で、公共工事の全ての発注者に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という)に基づき、入札契約適正化法により義務付けされている事項、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という)により努力義務とされた項目についての措置状況の調査を行っている。

また、平成17年度からは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という)に基づく基本的な施策の実施状況についての調査を併せて行っている。先般、平成23年度の調査結果がとりまとめられたことから、公表したところである。

2

調査の概要

この調査は、入札契約適正化法の対象である、国(19機関)、特殊法人等(127機関)、地方公共団体(47都道府県、19指定都市、1,727市区町村(うち5市町は未回答))を対象に、調査時点を平成23年9月1日として実施した。

3

調査結果の概要

今回とりまとめた調査結果によれば、発注体制が十分に整わない市区町村における対応の遅れが依然として見られることが把握されたものの、国や特殊法人等、都道府県においては一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の導入等への取り組みに進捗が見られた。調査結果の概要については、以下のとおりである。

(1) 一般競争入札および総合評価落札方式の導入状況

競争性、透明性の向上による公正な競争の促進に加えて、価格と品質が総合的に優れた調達を実現する観点から、一般競争入札の拡充、総合評価落札方式の導入・拡充が進められている。

① 一般競争入札について

国、特殊法人等、都道府県、指定都市の全てに

において本格導入されており、対象工事を拡大する動きがある。市区町村においては、導入率が平成22年度の67.7%から平成23年度の69.5%に増加している。

一般競争入札において、地域要件を設定することがある団体のうち、国においては66.7%，特殊法人等においては90.1%，都道府県においては全ての団体，指定都市においては94.7%，市区町村の52.8%が運用方針を設定済みである。

② 総合評価落札方式について

国においては、平成23年度においては前年度と同様89.5%であった。また、特殊法人等においては96.9%の法人において導入されている。

都道府県，指定都市においては全ての団体で導入されており，市区町村においては，平成22年度に61.7%であった導入率が平成23年度には62.3%に増加している。

(2) 低入札価格調査制度および最低制限価格制度の導入状況

① 国の取り組み

低入札調査基準価格については、ダンピング対策を強化し、工事の品質を確保する観点から、平成20年度，21年度に引き続き，平成23年4月に国土交通省直轄工事において低入札価格調査基準価格の算定式を見直し，同モデルが平成23年4月に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という）においても採用されているところである。

② 地方公共団体の取り組み

低入札価格調査制度および最低制限価格制度については，平成22年度と同様に全ての都道府県および指定都市においていずれかの制度を導入している。一方，市区町村における制度導入団体の割合は，平成22年度の84.3%から85.2%に増加したが，14.8%の団体でいずれの制度も導入していない状況である。

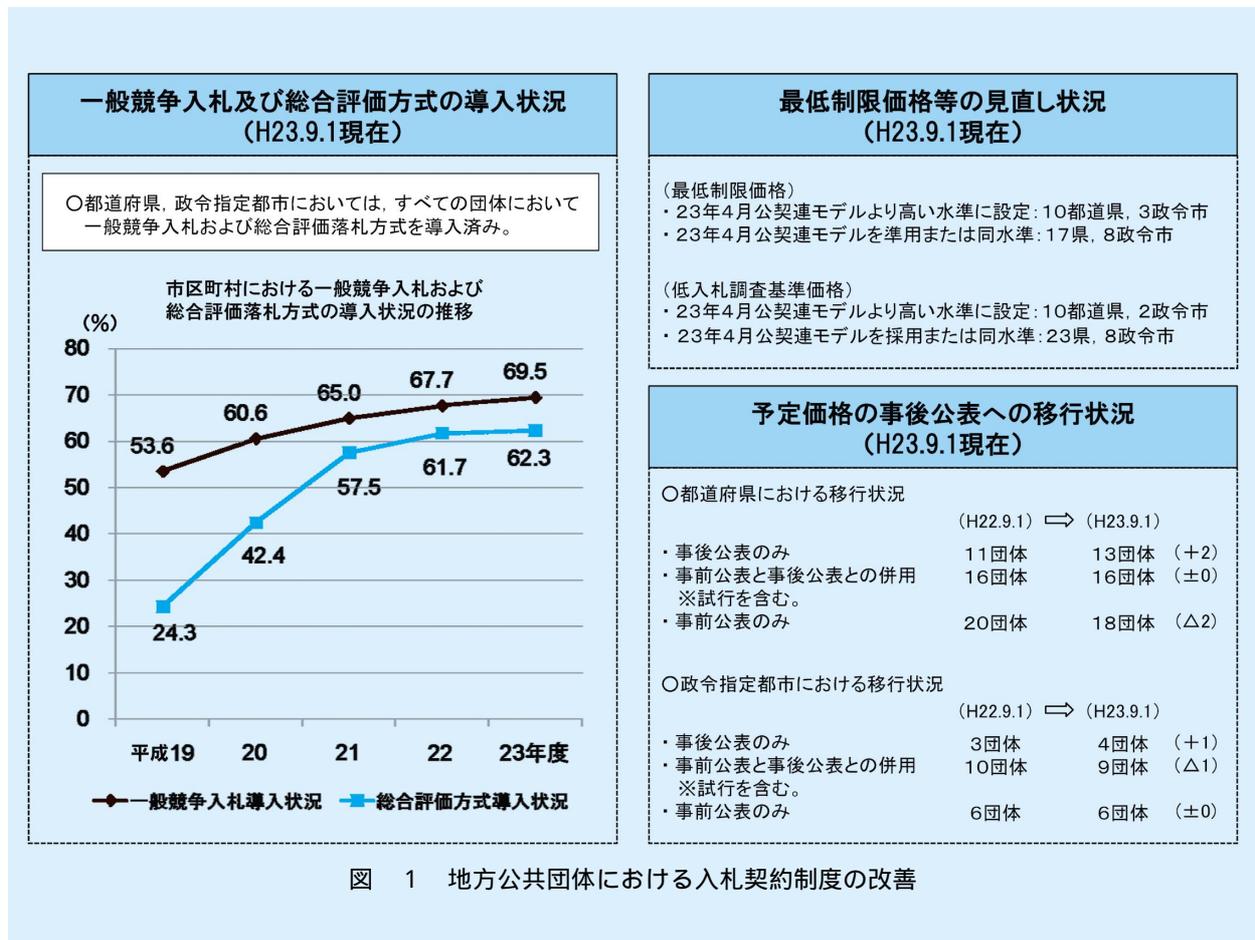


図 1 地方公共団体における入札契約制度の改善

低入札価格調査基準価格の算定に当たり、独自の基準を設定している団体は、制度を導入している団体のうち19.4%である。また、平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用または準拠した基準を設定している団体は、制度を導入している団体のうち、22.4%である。

最低制限価格の算定に当たり、独自の基準を設定している団体は、制度を導入している団体のうち27.1%である。また、平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用または準拠した基準を設定している団体は、制度を導入している団体のうち、16.1%である。

(3) 予定価格等の事後公表への移行について

予定価格、低入札価格調査基準価格および最低制限価格等の事前公表は、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせる等の弊害が生じることが懸念されることから、国においては、事前公表はしないこととしており、地方公共団体においても、事後公表への移行が進められている。

予定価格等の事前公表（事後公表、非公表との併用を含む）については、都道府県は72.3%（平成22年度76.6%）、指定都市の78.9%（平成22年度84.2%）、市区町村の58.5%（平成22年度62.0%）の団体で実施しており、減少している。

低入札価格調査基準価格の事前公表（事後公表、非公表との併用を含む）については、制度導入団体のうち、都道府県は4.3%（平成22年度8.5%）、指定都市は10.5%（平成22年度15.8%）、市区町村は制度導入団体の11.9%（平成22年度12.8%）の団体で実施しており、減少している。

また、最低制限価格の事前公表（事後公表、非公表との併用を含む）についても、制度導入団体のうち、都道府県は4.8%（平成22年度7.1%）に減少、指定都市は15.8%（平成22年度15.8%）で増減なし、市区町村の17.1%（平成22年度17.3%）で実施しており、減少している。

(4) 公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況

工事の監督基準、検査基準、成績評定要領とも、ほぼ全ての都道府県および指定都市で策定されており、そのうち都道府県ではおおむね9割程度、指定都市ではおおむね6割程度で公表されているが、市区町村では策定が5割程度、公表は3割程度となっている。

また、個別工事の技術審査の実施は国、特殊法人等、都道府県、指定都市では大部分の団体で行われているが、市区町村では24.6%の実施にとどまっており、今後の課題としては、体制が十分でない中小規模の地方公共団体を中心に各発注者の体制等に鑑みながら、外部機関の活用等も含め、公共工事の品質確保に関する施策を段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

4 おわりに

平成23年8月には、公共工事の入札および契約の適正化を図るため、適正化指針について改正を行い、地方公共団体に対して入札契約適正化法に基づき、一般競争入札の適切な活用、総合評価落札方式の適切な活用等について改めて要請を行ったところである。

今後も引き続き、競争性、透明性の向上による公正な競争の促進、価格と品質が総合的に優れた調達の実現といった入札契約の適正化の観点から、さまざまな機会を捉えて、総務省および財務省と連携して、各発注者に対して働きかけることが必要である。

なお、本稿に掲載した調査結果については、国土交通省ホームページにおいても公表している。

『入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について』（平成24年6月25日）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totiken_sangyo13_hh_000166.html